

介護老人福祉施設 特別養護老人ホームさくら重要事項説明書

【令和8年8月1日現在】

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

(電話) 03-5691-7150

(担当) 生活相談員 (月曜日～土曜日【祝日可】)

※ ご不明な点等ございましたら、何なりとお尋ねください。

2. 施設の概要

施設の名称	さくら
施設の種類	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)
事業所番号	1372101905
施設の目的	可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談および援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理および療養上の世話を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。
施設開設年月日	平成12年 4月 1日
施設の敷地面積	3,017.48㎡
施設の延床面積	4,917.48㎡ (うち「さくら」3,098.45㎡)
入所定員	65名
第三者評価等の実施状況	・東京都福祉サービス第三者評価を実施 ・評価機関：NPO 法人 メイアイヘルプユー ・実施年月日：令和5年2月28日 ・介護サービス情報の公表制度による公表を実施
職員の研修実施状況	・採用時研修 採用後2ヶ月以内 ・継続研修 年2回以上 ・施設内研修 年3回以上

3. 施設の職員体制・勤務体制

職 種	現職数	基準数	勤務時間	備考
管理者	1名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	かえでと兼務
生活相談員	3名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤
ケアワーカー	30名	21名	【早番】7時00分～16時00分 【日勤】8時45分～17時45分 【遅番】11時00分～20時00分 【夜勤】17時00分～翌9時45分	
医師	2名	1名	週1回診察 (非常勤)	内科、精神科
看護師	4名	3名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤
管理栄養士	2名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	
機能訓練指導員	1名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	
介護支援専門員	2名	1名	【日勤】8時45分～17時45分	1名は常勤

4. 施設設備等の概要

居室の種類	室数	1人あたりの広さ	収納スペース	備 考
1人部屋	18室	13.09㎡～	あり	備付家具、一部トイレあり
4人部屋	12室	11.11㎡～	あり	備付家具あり(内1室は3床)

設備の種類	室数	広さ	備考
食堂	1室	206.74㎡	2階(89.31㎡)・3階(117.43㎡)
浴室	1室	82.78㎡	かえでと共用(一般浴槽、機械浴槽あり)
機能訓練室	1室	56.11㎡	障害者支援施設かえでと共用
医務室	1室	20.95㎡	障害者支援施設かえでと共用
看護室	1室	19.43㎡	障害者支援施設かえでと共用
静養室	1室	26.76㎡	障害者支援施設かえでと共用
相談室	1室	16.48㎡	障害者支援施設かえでと共用
娯楽スペース		31.26㎡	2階にあります。

5. 施設サービスの内容

①日常生活支援

サービス計画の立案	個人の特性に応じた施設サービス計画および栄養ケア計画の立案を行い、ご本人・ご家族の同意に基づいて作成しています。(施設サービス計画は年2回以上、栄養ケア計画は年4回以上の見直し) また、施設サービス計画に基づき個別介助マニュアル等を作成し、地域において生活ができるよう心身の特性に応じた必要な支援を行います。
介 護	上記のケアプランに基づいた介護を行います。 (食事・入浴・着替え・排泄・体位交換・移動介助・余暇活動等)
食 事(食事時間等)	朝食 7時30分～(朝食は、ご飯・パンの選択ができます。) 昼食 12時00分～(昼食は1週間に2回選択食を行っています。) 夕食 18時00分～ ※15時00分におやつをご用意いたします。 ※お食事は原則として食堂にておとりいただいています。 ※インスリン接種・胃ろうの方はご相談に応じ、別途協議します。
入 浴	週に2回入浴していただけます。但し、心身の状態に応じ、特別浴又は清拭となる場合や、体調不良等によって中止させていただくことがあります。
排 泄	入居者の心身能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を実施いたします。
機能訓練	機能訓練室等において、機能訓練指導員が中心となり機能訓練を行います。
生活相談	生活相談員等がご相談に応じます。
清 掃	入居者にもできる範囲で清掃に参加するように促した上で、職員が援助を行います。
洗 濯	担当の職員が施設にて行います。但し、通常の洗濯・乾燥機での取り扱いが可能な衣類等に限りです。(別途料金はかかりません。)
理美容サービス	月に1回以上、理美容サービスが受けられます。希望の方は フロアーの職員にお申し付けください。(別途料金がかかります)

②余暇活動等の支援

レクリエーション等	日課のなかで、適宜行っています。
趣味活動	華道・茶道・音楽等の活動を行っています。
行事	新年会・納涼祭・敬老会等、毎月大小に関わらず、時節にあった行事を行っています。その他、誕生会を毎月行っています。
施設外活動	年に数回の外出行事を計画しています。

③保健医療サービス

健康管理	・毎週1回、内科医師、各週で精神科医の診療や健康相談を受けることができます。（その他、歯科の往診もあります。） ・日常的には、看護職員を中心に健康管理を行います。 ・服薬管理・通院時の付き添いを行っています。 ・定期健康診断を年1回行ないます。 ・緊急対応マニュアルや感染症マニュアル等を作成し、日々の対応に注意を払っています。
------	--

④介護保険更新認定申請の援助

介護保険認定期間終了の際には、継続して施設利用ができるように更新認定に対する必要な援助を行います。

⑤日常費用支払代行

介護以外の日常生活に係わる諸経費（医療費・日用品費等）の立替代行を行います。（立替を行った諸経費については、翌月以降に領収書を添付し請求します。）

⑥行政手続の代行

手続きの代行を希望される場合は、その都度お申し出ください。なお、手続きにかかる経費は別途お支払いいただきます。

⑦預かり金管理について

当施設では「預かり金等取り扱い要綱」を定めており、入居者又はその家族が金銭管理等を行うことが困難な場合、同意を得た上で代行することができます。

預かり金管理	・金銭管理等の対象となるものは、年金の受取り、自己負担金の支払い、保険料の支払い、医療費・日常購入品の支払い等です。非日常的な高額金銭や証券・不動産等は原則的には管理できませんので、ご了承ください。 ・管理は原則として金融機関の通帳とします。 ・入出金は出納帳を記録し、領収書と共に年4回以上報告します。 ・預かり金管理をしている方の行政手続きは代行します。
--------	--

⑧家族との交流・地域との交流。その他

家族懇談会	年に3回以上、当施設内にて行います。（事前に通知いたします。）
会報の発行	当法人の会報を年4回以上発行し、ご家族にお送りしています。
行事への参加	当施設が実施する行事には、是非一緒にご参加ください。（事前にご連絡し、参加人数等を確認する場合があります。）
ボランティア	各行事・日常生活での援助等、様々な活動でボランティアのご協力をいただいております。ボランティアの受付も常時行っています。
福祉教育	近隣小中学校等の総合教育や福祉専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供します。

選挙	選挙時は、施設内にて不在者投票を行います。
カフェさくら	1階にて喫茶店を営業しています。 (月～金。正午を挟んで4時間前後) (都合により、休業する場合があります。)

6. 利用料金

(1) 介護福祉施設介護サービス費

① 基本料金 (一日あたりの負担額)

単位数×10.90

居室種別	要介護度	単位数	介護サービス費	利用者負担額
従来型個室 介護福祉施設 介護サービス費 (Ⅰ)	要介護度1	589単位	6,420円	642円
	要介護度2	659単位	7,183円	718円
	要介護度3	732単位	7,978円	797円
	要介護度4	802単位	8,741円	874円
	要介護度5	871単位	9,493円	949円
多床室 介護福祉施設 介護サービス費 (Ⅱ)	要介護度1	589単位	6,420円	642円
	要介護度2	659単位	7,183円	718円
	要介護度3	732単位	7,978円	797円
	要介護度4	802単位	8,741円	874円
	要介護度5	871単位	9,493円	949円

※ 表は利用者負担が1割の場合で、日単位で計算したおおむねの額です。

※ 入院した場合の費用は、すべて自己負担となります。直接病院へお支払いください。

② その他の体制加算 体制が整っている場合、基本料金に算定される加算・減算

項 目	単位数	利用者負担額	備考
	要件		
日常生活継続支援加算	36単位	40円	
	①新規入所者中要介護度4又は5が70%以上 ②認知症高齢者65%以上 ③経管、吸引者15%以上		
看護体制加算(Ⅰ)□	4単位	5円	
	常勤看護師の配置		
看護体制加算(Ⅱ)□	8単位	9円	
	看護職員3人以上の配置、24時間連携・連絡体制の整備		
栄養マネジメント強化加算	11単位	12円	
	管理栄養士を配置し、栄養ケア計画を作成し実施及び評価を行った場合		
精神科医療養指導加算	5単位	6円	
	①精神科を担当する医師により、療養指導が月2回以上行われている場合 ②前年度平均利用人数の3分の1以上の利用者が精神科の治療を受けている場合		
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150単位	166円	
	(1)事業所又は施設における利用者又は入所者の総数のうち、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上であること (2)認知症の行動・心理症状の予防及び出現時の早期対応(以下「予防等」という。)に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者又は認知症介護に係る専門的な研修及び認知症の行		

	動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること (3)対象者に対し、個別に認知症の行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、認知症の行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施していること (4)認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、認知症の行動・心理症状の有無及び程度についての定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を行っていること		
認知症チームケア推進 加算（Ⅱ）	120単位	133円	
	(Ⅰ)の(1)、(3)及び(4)に掲げる基準に適合すること 認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいること。		
協力医療機関連携加算	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的開催していること		
	100単位	111円	(R7.3.31まで)
	50単位	55円	(R7.4.1以降)
	協力医療機関の要件①②③を満たす場合 ①入所者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保している ②高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること ③入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること		
協力医療機関連携加算	5単位	5円	
	上記以外の協力医療機関と連携している場合		
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）	3単位	4円	
	認知症介護実践リーダー研修受講者の配置		
認知症専門ケア加算 （Ⅱ）	4単位	5円	
	認知症介護指導者研修受講者の配置		
夜勤職員配置加算 （Ⅰ）□	13単位	15円	
	夜勤帯の介護職員又は看護職員の延べ勤務時間が64時間（4名分）以上		
夜勤職員配置加算 （Ⅲ）□	16単位	18円	
	夜間時間を通して喀痰吸引など実施できる介護職員を配置していること		
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	22単位	24円	
	①介護福祉士80%以上 ②勤続10年以上介護福祉士35%以上※上記に加え、サービスの質の向上に資する取組を実施していること		
サービス提供体制強化 加算（Ⅱ）	18単位	20円	
	介護福祉士60%以上		

サービス提供体制強化 加算（Ⅲ）	6単位	7円	
	①介護福祉士50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上		
生産性向上推進体制 加算（Ⅰ）	100単位	111円	
	・（Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること ・見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと		
生産性向上推進体制 加算（Ⅱ）	10単位	11円	
	・利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること ・見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること ・1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと		
高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅰ）	10単位	11円	
	・感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること ・協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること ・診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること		
高齢者施設等感染対策 向上加算（Ⅱ）	5単位	5円	
	診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けていること		
身体拘束廃止未実施 減算	所定単位数の10%を減算		
安全管理体制未実施 減算	1日につき5単位を減算		
栄養管理に係る減算	1日につき14単位を減算		
業務継続計画未実施 減算	所定単位数の3%を減算		
高齢者虐待防止措置 未実施減算	所定単位数の1%を減算		
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）イ	総単位数に16.3%を乗じた単位数を加算		
介護職員処遇改善加算 （Ⅰ）ロ	総単位数に17.6%を乗じた単位数を加算		

介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)イ	総単位数に15.9%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	総単位数に17.2%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	総単位数に13.6%を乗じた単位数を加算
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	総単位数に11.3%を乗じた単位数を加算

③ その他の加算 対象の方のみ算定される加算

項目	単位数	利用者負担額	備考
個別機能訓練加算 (Ⅰ)	12単位	13円	
	専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合		
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	20単位	22円	
	個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している入所者について、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用すること		
個別機能訓練加算 (Ⅲ)	20単位	22円	
	個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定していること。 口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること 入所者ごとに、理学療法士等が、個別機能訓練計画の内容等の情報その他個別機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報、入所者の口腔の健康状態に関する情報及び入所者の栄養状態に関する情報を相互に共有していること 共有した情報を踏まえ、必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い、見直しの内容について、理学療法士等の関係職種間で共有していること		
退所時栄養情報連携加算	70単位	77円	
	○対象者 ・厚生労働大臣が定める特別食※を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者 ○主な算定要件 ・管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供する。 ・1月につき1回を限度として所定単位数を算定する。		
再入所時栄養連携加算	200単位	222円	
	厚生労働大臣が定める特別食等を必要とする者。		
若年性認知症入所者受入加算	120単位	131円	
	若年性認知症入所者を受け入れ、担当者を配置した場合		

入院・外泊加算	246単位	269円	
	入院・外泊時に1ヶ月6日以内		
初期加算	30単位	33円	
	入所後30日間又は入院期間30日以上をこえた場合の退院後30日間		
退所前訪問相談援助加算	460単位	502円	
	入所後1ヶ月未満の時点での退所前相談援助に対し1回又は2回		
退所後訪問相談援助加算	460単位	502円	
	退所後30日以内の訪問相談援助に対し1回		
退所時相談援助加算	400単位	436円	
	入所期間1ヶ月超の入居者の相談援助及び情報提供に対し1回		
退所前連携加算	500単位	545円	
	入所期間1ヶ月超の入居者の連携・調整に対し1回		
経口移行加算	28単位	31円	
	経口摂取に移行するための栄養管理を実施した場合		
経口維持加算（Ⅰ）	400単位	436円	
	摂食障害がある者の経口摂取を継続するために会議等を行い、栄養管理を実施した場合。月単位。		
経口維持加算（Ⅱ）	100単位	109円	
	経口維持加算Ⅰの会議等に言語聴覚士が参加した場合。月単位。		
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90単位	99円	
	①口腔機能維持管理体制加算を算定していて、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士による口腔ケアが月2回以上された場合 ②歯科衛生士が該当利用者への口腔ケアを介護職員へ助言及び指導並びに相談に応じた対応した場合		
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110単位	120円	
	（Ⅰ）の要件に加え、口腔衛生等の管理に係わる計画内容情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生等の管理の情報を活用		
ADL維持等加算（Ⅰ）	30単位	33円	
	イ 利用者等（当該施設等の評価対象医療期間が6ヶ月を超える者）の総数が10人以上 ロ 利用者等全員について、利用開始月と当該月の翌月から起算して6ヶ月目に、BarthelIndexを適切に評価できる者がADL値を測定し、測定した日が属する月に厚生労働省に提出 ハ 利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目の月に測定したADL値から利用開始月に測定したADL値を控除して得た値に初月のADL値や要介護認定の状況等に応じて評価利用者の利得を平均して得た値が、1以上		
ADL維持等加算（Ⅱ）	60単位	66円	
	ADL維持等加算（Ⅰ）のイとロの要件を満たすこと 評価対象利用者等の調整済利得を平均して得た値が3以上		
自立支援促進加算	280単位	310円	
	イ 医師が入所者ごとに、自立支援のために必要な医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3ヶ月に1回、医学的評価の見直しを行い、自立支援に係わる計画等の策定に参加 ロ イの医学的評価の結果、自立支援のための対応が必要であるとされ		

	た者毎に、その他の職種が共同し、自立支援計画を策定し計画に従ったケアを実施 ハ イの医学的評価に基づき、3ヶ月に1回、入所者ごとに支援計画を見直し 二 イの医学的評価の結果等を厚生労働省に提出し、当該情報その他自立支援促進のために情報を活用		
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3単位	4円	
	イ 入所者又は利用者ごとに、施設入所時又は利用開始時に褥瘡の有無を確認するとともに、褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時又は利用開始時に評価し、その後少なくとも3月に1回評価すること。 ロ イの確認及び評価の結果等の情報を厚生労働省に提出し、褥瘡管理の実施に当たって、当該情報その他褥瘡管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること ハ イの確認の結果、褥瘡が認められ、又はイの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者又は利用者ごとに、医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、褥瘡管理に関する褥瘡ケア計画を作成していること 二 入所者又は利用者ごとの褥瘡ケア計画に従い褥瘡管理を実施するとともに、その管理の内容や入所者又は利用者の状態について定期的に記録していること ホ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者又は利用者ごとに褥瘡ケア計画を見直していること		
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13単位	15円	
	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の算定要件を満たしている施設等において、施設入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者等について、当該褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者等について、褥瘡の発生のないこと		
療養食加算	6単位	7円	
	医師の処方箋に基づき療養食を提供した場合※1日3回を限度		
特別通院送迎加算	594単位	659円	
	透析を要する入所者であって、その家族や病院等による送迎が困難であるものに対して1月に12回以上通院のため送迎を行った場合		
退所時情報提供加算	250単位	277円	
	医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回に限り算定する		
新興感染症等施設療養費	240単位	266円	
	入所者等が別に厚生労働大臣が定める感染症※に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合に、1月に1回、連続する5日を限度として算定する		
配置医師緊急時対応加算 （①早朝・夜間及び	①325単位	360円	
	②650単位	709円	
	③1300単位	1,417円	

深夜を除く） （②早朝・夜間） （③深夜）	次の基準に適合しているものとして届出を行った指定介護老人福祉施設において、配置医師が施設の求めに応じ、早朝（午前6時から午前8時まで）、夜間（午後6時から午後10時まで）、深夜（午後10時から午前6時まで）又は配置医師の通常の勤務時間外（早朝、夜間及び深夜を除く。）に施設を訪問して入所者に対し診療を行い、かつ、診療を行った理由を記録した場合に所定単位数を算定する。ただし、看護体制加算（Ⅱ）を算定していない場合は、算定しない。 ・入所者に対する注意事項や病状等についての情報共有、曜日や時間帯ごとの医師との連絡方法、診療を依頼する場合の具体的状況等について、配置医師と施設の間で、具体的な取決めがなされていること ・複数名の配置医師を置いていること又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、施設の求めに応じ24時間対応できる体制を確保していること		
看取り介護加算Ⅰ	72単位	79円	死亡日以前31日以上45日以下
	144単位	157円	死亡日以前4日以上30日以下
	680単位	742円	死亡日の前日及び前々日
	1280単位	1,396円	死亡日
看取り介護加算Ⅱ	72単位	79円	死亡日以前31日以上45日以下
	144単位	157円	配置医師緊急対応加算の要件整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、死亡日以前4日以上30日以下
	780単位	851円	配置医師緊急対応加算の要件整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、死亡日の前日及び前々日
	1,580単位	1,723円	配置医師緊急対応加算の要件整備し、さらに施設内で実際に看取った場合、死亡日
在宅復帰支援機能加算	10単位	11円	
	・入所者の家族との連絡調整を行っていること ・入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者に係る居宅サービスに必要な情報の提供、退所後の居宅サービスの利用に関する調整を行っていること ※別に厚生労働大臣が定める基準 ・算定日が属する月の前6月間において当該施設から退所した者(在宅・入所相互利用加算を算定している者を除く。以下「退所者」)の総数のうち、当該期間内に退所し、在宅において介護を受けることとなった者(当該施設における入所期間が1月間を超えていた退所者に限る。)の占める割合が20%を超えていること ・退所者の退所後30日以内に、当該施設の従業者が当該退所者の居宅を訪問すること又は指定居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、当該退所者の在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録していること		
在宅・入所相互利用加算	40単位	44円	
	・在宅生活を継続する観点から、複数の者であらかじめ在宅期間及び入所期間(入所期間が3月を超えるときは、3月を限度とする。)を定めて、当該施設の居室を計画的に利用している者であること ・在宅での生活期間中の介護支援専門員と施設の介護支援専門員との間		

	で情報の交換を十分に行い、双方合意の上介護に関する目標及び方針を定め、入所者又はその家族に対して当該目標及び方針の内容を説明し、同意を得ていること		
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200単位	218円	
	医師が、認知症の行動・心理症状が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合 ※入所した日から起算して7日を限度		
安全対策体制加算	20単位	22円	
	外部の研修を受けた担当者が配置され、安全対策部門を設置し体制が整備されていること※入所時1回		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40単位	44円	
	入所者ごとのADL 状況などや心身の状況等に係る基本的な情報を少なくとも「3月に1回」厚生労働省に提出		
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50単位	55円	
	疾病の状況や服薬等の情報を厚生労働省に提出 必要に応じサービス計画を見直すなどし、サービス提供に当たって必要な情報を活用		
排せつ支援加算(Ⅰ)	10単位	11円	
	イ 排せつに介護を要する入所者等ごとに、要介護状態の軽減の見込みについて、医師又は医師と連携した看護師が施設入所時等に評価するとともに、少なくとも3月に1回、評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、排せつ支援に当たって当該情報等を活用していること ロ イの評価の結果、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、医師、看護師、介護支援専門員等が共同して、排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、支援を継続して実施していること ハ イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者等ごとに支援計画を見直していること		
排せつ支援加算(Ⅱ)	15単位	17円	
	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について、 ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又はおむつ使用ありから使用なしに改善していること。 ・又は施設入所時、利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと		
排せつ支援加算(Ⅲ)	20単位	22円	
	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等において、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれる者について ・施設入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない ・又は施設入所時・利用開始時に尿道カテーテルが留置されていた者について、尿道カテーテルが抜去されたこと ・かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること		

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位	109円	
	理学療法士等や医師からの助言を受け機能訓練計画を作成する状態を把握し、助言を行う		

（２）居住費及び食費（１日あたりの負担額および負担限度額）

段 階 区 分			居 住 費		食 費	
所 得 区 分		利 用 料 負担段階	従来型個室	多 床 室		
市 町 村 民 税	世帯課税者		第 4 段階	1, 2 3 1 円	9 1 5 円	1, 5 4 5 円
	世 帯 非 課 税	前年の合計所得金額+年金収入が1 2 0 万円超	第 3 段階②	9 8 0 円	5 3 0 円	1, 4 2 0 円
		前年の合計所得金額+年金収入8 2. 6 5 万円超 1 2 0 万円以下	第 3 段階①	8 8 0 円	4 3 0 円	6 8 0 円
		前年の合計所得金額+年金収入が8 2. 6 5 万円以下	第 2 段階	4 8 0 円	4 3 0 円	3 9 0 円
		老齢福祉年金受給者	第 1 段階	3 8 0 円	0 円	3 0 0 円
生 活 保 護 受 給 者 等						

※朝390円 昼690円 タ465円となります。召し上がらなかった分は請求いたしません。
ただし、食材を用意している関係で、急な体調不良や用事でやむを得ずキャンセルとなった場合でも、料金をいただくことになります。

（３）（１）介護福祉施設介護サービス費、（２）居住費及び食費についての経過措置等について
【既入居者について】

平成17年9月30日において従来型個室に入居しており、かつ、平成17年10月1日以後引き続き従来型個室に入居する方であって、過去1ヶ月間（従来型個室に入居している期間が1ヶ月を満たないときは、当該入居期間）にわたり、当該個室に係る特別な室料を支払っていない方については、当分の間、多床室に係る介護報酬が適用されます。

【新規入居者について】

平成17年10月1日以後従来型個室に入居した方であって、次のいずれかに該当する方については、多床室に係る介護報酬が適用されます。

- ① 感染症等により従来型個室への入居の必要があると医師が判断した方であって、当該個室への入居期間が30日以内である方。
- ② 居住する居室の居住面積が、10.65㎡以下である方。
- ③ 著しい精神症状等により、他の同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、従来型個室への入居が必要であると医師が判断した方。

【その他】

所得に応じ高額介護サービス費の支給等の負担軽減制度がありますので、ご相談下さい。

（４）介護保険給付対象外サービスの利用料金

サービス項目	サービス内容	金 額
所持金品管理費用	金銭管理を希望する場合	1ヶ月 3,300 円
理美容代	希望する場合	2,000 円～

※この他、特別な食事に係わる費用、または入居者の事情により必要となる日用品費や嗜好品等の実費については、入居者の負担になります。

(5) 支払方法

- ・ 当月分を1ヶ月ごとに精算し、翌月15日までにご請求します。お支払いは、原則として郵便局の自動引き落としをお願いいたします。
但し、これによりがたい場合は、ご相談に応じます。

7. 入退居について

(1) 入居について

- ① 当該区市町村より介護認定を受けた方で、足立区指定の入所申込書に必要事項を記入し、お申し込みください。
- ② 入居前に事前面接（家庭訪問）を行います。その後、当施設の入居検討会議で入居が決定した場合は契約となります。契約の有効期限は介護保険認定期間と同じです。但し、引続き認定を受け、入居者又はご家族から契約終了の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとしてします。

※ 入居に際しては、適切なサービスを提供するために心身状況・病歴・生育歴等を把握させていただきます。

(2) 契約の終了について（退居）

- ① 入居者又は、ご家族が当施設に対し、14日間の予告期間において文書で通知を行った場合。
- ② 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、入居者やご家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。
- ③ 入居者が利用料金等の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、30日以内にお支払いいただけなかった場合。
- ④ 入居者又はご家族が当施設や当施設職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ⑤ 入居者が病院に入院し、3ヶ月以内に退院できる見込みがない場合、入院後3ヶ月経過しても退院ができないことが明らかになった場合。
- ⑥ 以下に例示する医療的ケアが必要になった場合は、契約終了（退居）の検討をさせていただきます。
 - 1) 高度な医療が必要になった場合
 - 2) 常時治療が必要な方で、24時間看護が必要になった場合
 - 3) 胃ろう等医療的ケアが必要になった場合
 - 4) 精神疾患で治療が必要になった場合
 - 5) 他の入居者に暴力、暴言等で危険なことや他の入居者に迷惑をかける恐れがある場合
 - 6) 自傷行為、自殺願望がある場合
 - 7) その他感染症等医師が入居困難と判断した場合
- ⑦ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖又は縮小する場合。（30日前に文書で通知）

(3) 契約の自動終了について

以下の場合、双方の通知がなくても契約を自動的に終了します。

- ① 入居者が他の介護老人福祉施設等に入所した場合。
- ② 要利用者の要介護認定が取り消された場合、もしくは要介護認定期間終了に伴い要介護認定更新申請を行った結果、非該当（自立）又は要支援１・２と認定された場合、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ③ 平成２７年４月以降に入居された利用者で、入居後に要介護認定更新申請を行った結果、要介護１・２と認定された場合、区の協議による特例入所要件に該当しない限り、所定の期間の経過をもってこの契約は終了します。
- ④ 入居者が亡くなった場合。

８. 当施設の利用に際しての留意事項

面 会	・原則として９時００分～２０時００分です。 ・玄関カウンターに置いてある訪問記録簿にご記入をお願いします。 ・飲食物の差入れは自由ですが、フロアー職員に一声おかけください。 ※差入れは、ご本人のみでお願いします。
外 出	外出される際は、事前に職員へ一声おかけください。
外 泊	外泊届の提出をお願いいたします。 (日程が分かり次第、早めに連絡をお願いします。)
飲酒・喫煙	事前にご相談ください。(居室での喫煙はできません。)
設備・器具の利用	施設内の居室や設備等のご利用に際し、入居者の過失による破損等が生じた場合は賠償していただくことがあります。また、他の入居者等に損害を与えた場合は、その賠償をしていただくことがあります。
居室について	居室（個室・多床室）は空き状況やご本人のお体の状態等で変更になる場合があります。変更の場合には、事前にご相談させていただきます。
金銭・貴重品の管理	原則として、入居者の責任において管理していただきます。必要以外のものは、お持込みにならないようにお願いいたします。
宗教・政治活動	施設内で、他の入居者に対する宗教及び政治活動はご遠慮下さい。

９. 看取りに関する指針について

「看取りに関する指針」を別に定め、入居者が危篤状態等の看取り介護が必要になった場合に医師から状態を説明し、指針の内容に基づいて施設内で終末期を過ごすことが可能です。

１０. 緊急時の対応

入居者の様態に急変があった場合は、協力医療機関又は担当医に連絡する等の必要な処置を講ずるほか、事前にお伺いする緊急連絡先のご家族へ速やかにご連絡いたします。但し、ご家族と連絡が取れない場合は施設の責任により、判断させていただきます。

医療機関名	悠翔会在宅クリニック北千住
所在地（電話番号）	東京都足立区千住２-３吾妻ビル ２Ｆ（０３-５２８４-９５２２）
診療科目	内

医療機関名	医療法人社団けいせい会 東京北部病院
所在地（電話番号）	東京都足立区江北６-２４-６（０３-３８５４-３１８１）
診療科目	内・外・整外・循環器・脳神経外・消化器・内分泌・眼・泌尿・皮膚・形成・人口透析・リハ

1 1. 非常災害時対策

非常時の対応	別途定める「防災計画」により対応いたします。
防災管理責任者	管理課 伊藤 剛
自衛消防訓練	年12回実施いたします。(入居者が参加する場合があります。)
防災設備	自動火災通報装置・非常時通報装置・スプリンクラー・非常食等

1 2. 個人情報の取り扱いについて

当施設はご利用者の福祉サービスの申し込みおよび福祉サービスを通じて、ご利用者等の個人情報保有しております。そのため年度ごとに、個人情報保護法に基づき、ご利用者やご家族(代理人)の皆様に、別紙「個人情報取扱いについての意向のおたずね」を用いて、情報提供について確認させていただいております。

1 3. この契約に関する相談・苦情窓口及び虐待通報窓口

①当施設の窓口

責 任 者	施設長 鈴木 剛二
電話番号	03-5691-7150
メールアドレス	sakura@houeikai.gr.jp

※なお、さらに率直なご意見がいただけるよう意見箱（エレベーター横）を設置し、プライバシーに配慮した苦情の受付・公表を行っています。

②当施設以外の窓口

- ・ 足立区 介護保険課 (電話) 03-3880-5887
(受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 権利擁護センターあだち (電話) 03-5813-3551
(受付時間) 月～金曜日 9時00分～17時00分
- ・ 東京都国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護相談指導係
(電話) 03-6238-0177
(受付時間)
土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く 9時00分～17時00分

1 4. 事業所の概要

名 称	足立邦栄会
法 人 種 別	社会福祉法人
法人所在地	東京都足立区皿沼2丁目8番8号
電 話 番 号	03-5691-7150
代表者氏名	理事長 新井 五輪子
法人の沿革	平成11年 1月 社会福祉法人設立認可 平成12年 4月 事業開始
法人が所有する 施設・拠点	【本部所在地内】 特別養護老人ホームさくら (定員65名) 特別養護老人ホームさくらショートステイ (定員 7名) デイサービスセンターさくら〔高齢一般型〕 (定員28名) 障害者支援施設かえで 〔生活介護〕 (定員20名) 〔施設入所支援〕 (定員10名) ショートステйкаえで 〔短期入所〕 (定員 2名) 居宅介護支援事業所 デイサービスセンターさくら 【東京都足立区皿沼2丁目8番9号】 足立区地域支援事業指定 地域包括支援センター鹿浜

	【東京都足立区古千谷本町4丁目1番16号】 介護付有料老人ホーム リブインさくら 〔特定施設入居者生活介護〕 (定員41名)
	【東京都府中市朝日町3丁目17番地5】 障害者支援施設みずき 〔生活介護Ⅰ・施設入所支援〕 (定員32名) 〔生活介護Ⅱ・重症心身障害児(者)通所事業〕 (定員20名) 短期入所みずき 〔短期入所〕 (定員2名) 日中一時支援事業 市委託型短期入所事業
	【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター4階】 ポンテ 〔生活介護〕 (定員20名) 【東京都狛江市元和泉2丁目35番1号 あいとぴあセンター3階】 みずきケアセンター狛江〔居宅介護/重度訪問介護/移動支援〕 あいとぴあ日中一時支援室 【東京都狛江市東和泉1丁目32番21号】 多機能型事業所 こまえ工房 〔生活介護〕 (定員20名) 〔就労継続支援B型〕 (定員20名) 相談支援センターみずき〔計画相談支援/障害児相談支援/地域定着/地域移行〕 【東京都狛江市中和泉3丁目】 パンダ/えだまめ/やまぼうし 〔共同生活援助・短期入所〕 【東京都狛江市中和泉4丁目23番1号リバーサイドハイツ1階】 こまほっとシルバー相談室多摩川住宅

介護老人福祉施設の入居にあたり、入居者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

【所在地】 東京都足立区皿沼2丁目8番8号

【名称】 特別養護老人ホームさくら

【代表者】 社会福祉法人 足立邦栄会
 理事長 新井 五輪子

【説明者】 _____ 印

私は、契約書及び本書面により、これから入所する介護老人福祉施設についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

【代理人氏名】 _____ 印
 (続柄: _____)